

(件名)

**特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて**

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づき、以下の 11 法人について設立の認証の取消しを行った。

(平成 28 年度中に取消しを行った法人)

	法人名	主たる事務所の所在地	取消し根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 アクティブシルバーサポートセンター※1	富士市宮島 472 番地の 16	法第 13 条 第 3 項	平成 28 年 12 月 28 日
2	特定非営利活動法人 生前契約支援機構※2	沼津市御幸町 24 番 33 号	法第 43 条 第 1 項	平成 29 年 3 月 6 日
3	特定非営利活動法人 青の輪※2	沼津市千本東町 41 メゾン山貴 101 号室		
4	特定非営利活動法人 MUNDO NOVO JAPAN※3	掛川市駅前 10 番地の 13 の 2		
5	特定非営利活動法人 裾野市水泳協会	裾野市茶畑 1769 番地		平成 29 年 3 月 23 日
6	特定非営利活動法人 視覚障害者サポートネット	静岡市清水区船原一丁目 209 番地		
7	特定非営利活動法人 心の巣箱	田方郡函南町柏谷 1023-18		
8	特定非営利活動法人 アシタバ会	伊東市富戸 1317 番地の 496		
9	特定非営利活動法人 静岡労働者救援センター	焼津市中港 1 丁目 2 番 3 号		
10	特定非営利活動法人 ツナグチカラ	榛原郡川根本町崎平 198 番地		
11	特定非営利活動法人 リフレッシュ学園	熱海市伊豆山 1062-1 熱海断食道場内		

※1 権限移譲市である富士市による処分

※2 権限移譲市である沼津市による処分

※3 権限移譲市である掛川市による処分

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 月を経過しても第 1 項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。